

都市計画道路 錦浜寺南町線事業

都市計画道路は、都市計画法に定められた都市施設の一つであり、交通機能をはじめ、防災空間やライフラインの収容空間としての機能を有し、まちの骨格となる道路です。

当該道路周辺の幹線道路（国道26号・府道堺阪南線）は慢性的に渋滞し、そのため周辺生活道路は幹線道路への抜け道として利用が多く、歩行者等の安全な通行に支障をきたしている。本路線の整備により、道路ネットワーク機能を強化し、幹線道路の慢性的な渋滞を緩和し、かつ生活道路への通過交通の流入を抑制し、安全性の確保を図ります。また、整備により石津川により分断されている道路ネットワークが形成されることから、災害時における避難路機能並びに延焼遮断機能が向上し、地域の防災機能の強化に大きく寄与します。

● 事業による効果

道路ネットワークの強化

- ・ 国道26号や府道堺阪南線の慢性的な渋滞の緩和
- ・ 生活道路への通過交通の抑制
- ・ 災害時の避難路、延焼遮断機能の向上など防災性の強化

歩行者等の安全性の確保 市街地の防災・減災機能の強化

● 事業概要

事業区間 西区浜寺石津町東4丁 ～ 西区浜寺船尾町西1丁
事業延長 0.4 km 道路幅員 25m

● 事業スケジュール

～平成28年度 ・用地買収・道路築造工事の実施

平成29年度の予定
早期の事業認可取得を目指す。

